主 ダ

原判決を破棄する。 被告人を懲役四年に処する。

押収にかかるAの広告燐寸(軸八本在中)一個(昭和三〇年押第八四五号の二)はこれを没収する。

理道由

本件控訴の趣意は弁護人田辺恒之及び被告人本人提出に係る各控訴趣意書に記載されたとおりであるから茲にこれを引用し、これに対し次のように判断する。 弁護人の論旨第一点について

同第二点について

「関与第二〉所論建造物放火罪の犯意は、建造物焼燬の結果を発生すべきことをを見するを以て足りるのであり、敢てそ〈/要旨第二〉の結果の発生を目的とすることであるを以て見りるのであり、敢てきる。本件において被告人は原判示第一、第四の各住宅及び原判示第三の倉庫に放火する方法として、茣蓙、紙屑、、藁簾に放射である。本件における方法として、茣蓙、紙屑、、藁簾に所携の燐でを以て点火し、これを右各住宅に接着して置かれた塵芥には認べるのであり、成ような導火材料の燃焼作用によりが高いとは当然予見し得べきところがであるから、たと、所論のよりに放火罪の犯意を短してもらとする行とはできない。ただ原判示社をに正放火の犯意の必要を認識している。なわち、被告人が日所有の原判示倉に至るに終わることができない。なわち、被告人が日所有の原判示倉に至るに終わることができない。すなわち、被告人が日所有の原判示倉に至ることを認識していたとの原審認定は、記録を検討してもこれを首号し難いのである。従つて本語のがは理由があり、原判決はこの点においても確棄を免れなののある。

(その他の判決理由は省略する)

(裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 荒川省三)